

第3章 プランの基本的な考え方

1 基本理念

第9次高齢者プランの計画期間最終年度である2020年度における本市の目指すべき姿として、本プランにおける基本理念を設定します。

(1) 秋田市総合計画

本市では、平成28年3月に策定した、第13次秋田市総合計画「新・県都『あきた』成長プラン」において、基本理念を「ともにづくり ともに生きる 人・まち・暮らし」とし、この基本理念のもとに目指す大局的な方向性として、次の5つの将来都市像を設定しています。

- | | |
|--------|------------------|
| 将来都市像1 | 豊かで活力に満ちたまち |
| 将来都市像2 | 緑あふれる環境を備えた快適なまち |
| 将来都市像3 | 健康で安全安心に暮らせるまち |
| 将来都市像4 | 家族と地域が支え合う元気なまち |
| 将来都市像5 | 人と文化をはぐくむ誇れるまち |

また、本計画では、「秋田市を元気にすること」「元気な秋田市を次の世代に引き継ぐこと」の実現を目指し、選択と集中の考えのもと、上記の将来都市像の体系にとらわれずに、今後成長させることが必要な分野において、一体的かつ集中的に経営資源を投入する5つの成長戦略を設定しています。

- | | |
|-----|------------------------|
| 戦略1 | 地域産業の振興と雇用の創出 |
| 戦略2 | 芸術文化・スポーツ・観光による都市の魅力向上 |
| 戦略3 | 豊かな自然をいかした環境立市の確立 |
| 戦略4 | 子どもを生き育てやすい社会づくり |
| 戦略5 | いきいきと暮らせる健康長寿社会づくり |

これらの将来都市像と成長戦略の中で、社会保障制度については、将来都市像3の「健康で安全安心に暮らせるまち」に位置付けられ、高齢者福祉施策については、将来都市像4の「家族と地域が支え合う元気なまち」に位置付けられています。また、成長戦略5の「いきいきと暮らせる健康長寿社会づくり」において、戦略が目指すものとして、高齢者が輝ける地域社会の実現などが掲げられています。

(2) 秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画

本市では、新たな視点での高齢化への対応として、平成21年、世界保健機関が提唱するエイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）の実現に向けた取組に着手しました。平成23年12月には、国内の自治体として初めて世界保健機関が設立した「WHOエイジフレンドリーシティ・グローバルネットワーク（※）」に参加し、平成25年8月には、第1次秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画を、平成29年3月には、第2次行動計画を策定しています。

第2次行動計画では、第1次行動計画で掲げた基本理念「高齢になっても地域社会で活動、活躍することができ、いきいきと過ごすことができる社会」を踏まえ、市民一人ひとりが豊かにいきいきと幸せに暮らすためには、健康長寿を伸ばしていくこと、そして、高齢者が支えられるだけでなく、社会の支え手としての役割を担い、活躍できる社会の実現に向けて取り組む必要があるとし、本市が目指すべき姿として「心豊かで活力ある健康長寿社会」を基本理念に設定しています。

※ WHOエイジフレンドリーシティ・グローバルネットワークは、エイジフレンドリーシティを広め、各都市との連携を図ることを目的に、世界保健機関が平成22年に設立したものです。

(3) 秋田市地域福祉計画

秋田市地域福祉計画は、本市の福祉保健部門の基本計画であり、高齢者プランなどの各分野における個別計画を統合し、各計画の施策を推進するうえでの共通理念と基本方向を示すものです。

平成26年3月に策定した、第3次秋田市地域福祉計画では、基本理念を「みんなであつなかり みんなで築く 地域のしあわせ」に設定し、誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるように、誰もが自分の能力を生かして社会参加するなどし、地域福祉の様々な主体が連携しながら地域福祉を推進していくこととする、としています。

(4) 第8次秋田市高齢者プラン

平成27年3月に策定した現行の第8次高齢者プランでは、基本理念を「住み慣れた地域で生きがいをもって安全安心に暮らせるまちあきた」としています。

これは、いわゆる団塊世代が2025年に75歳以上となることを見据え、医療・介護・予防・住まい・生活支援などが包括的に提供される体制を構築し、できるだけ住み慣れた地域で在宅を基本とした生活の継続を目指すことなどを念頭に設定

したものです。

(5) 基本理念の設定

人口減少と少子高齢化が急速に進む本市にあっては、超高齢社会をいかに豊かなものとし、さらに次の世代に引き継いでいくかが課題となっています。

こうした中、秋田市総合計画の成長戦略にも掲げられているように、市民一人ひとりが心豊かにいきいきと暮らせる健康長寿社会づくりを進めていくためには、高齢者が支えられる側にあるだけでなく、自身が持つ意欲や能力を最大限に生かし、社会の支え手としての役割を担う大切な人材として活躍できる社会の実現に向けて取り組んでいく必要があります。もちろん、介護や福祉サービスなどを必要とする人たちへの支援をしっかりと行わなければならないことは、あらためて言うまでもありません。

市民の幸せの基盤となる健康・長寿の実現と高齢者が輝ける地域社会を目指すとともに、仮に、支えが必要となった場合であっても、その有する能力などに応じ、その人らしく可能な限り自立した生活を営み続けていくことのできるまちづくりに取り組むことは、元気な秋田市づくりの根本になるものと考えられます。

本プランでは、これらのことや現行の第8次高齢者プランの基本理念を踏まえ、次のとおり基本理念を設定し、この理念のもと、誰もが秋田市に住んでいてよかったと思えるようなまちの実現に向けて取り組んでいきます。

第9次秋田市高齢者プラン基本理念

自分らしく生きがいをもって輝ける健康長寿社会

2 基本目標

基本理念のもとに、本市が目指す方向性を示すものとして、次の8つの基本目標を設定します。

基本目標1 エイジフレンドリーシティの実現

エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）の実現を目指し、地域社会全体で目標と理念を共有しながら、行政、市民、民間の協働による地域課題の解決を図るとともに、高齢者が持つ豊かな経験や知識、意欲を活かすことにより、地域社会や経済の発展につなげる「秋田市モデル」を推進します。

基本目標2 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を営み続けていくことができるよう、さまざまな面からのサービスを切れ目なく包括的に提供できる体制を構築し、本市の実情に応じた地域包括ケアを推進します。

基本目標3 在宅医療・介護連携の推進

医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくため、地域において必要となる在宅医療・介護連携のための体制を計画的かつ効果的に推進します。

基本目標4 認知症施策の推進

今後増加することが見込まれる認知症高齢者に適切に対応するため、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、各種施策を推進します。

基本目標5 生活支援・介護予防サービスの充実

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などの増加に伴い、日常生活上の支援の必要性が増加していることから、多様な主体による生活支援サービスおよび介護予防サービスを提供する体制の充実を図ります。

基本目標 6 生きがいくりと社会参加の促進

自身が持つ意欲や能力を生かし、地域活動への参加や地域における支え手としての役割を持つことが、健康づくりや介護予防にも繋がるという観点から、高齢者の生きがいくりと社会参加を促進します。

基本目標 7 介護保険サービスの質と量の確保

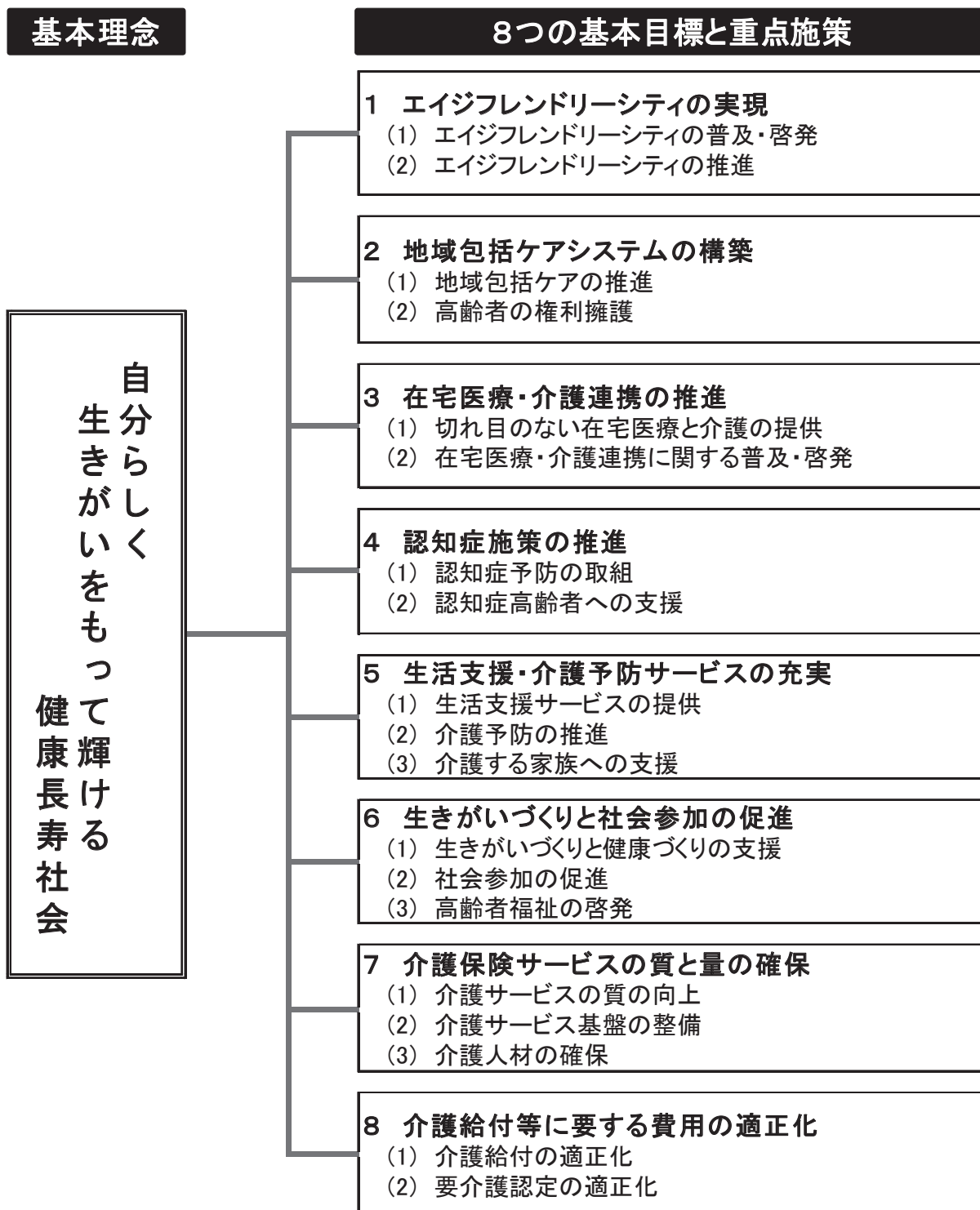
高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を営むことができるよう、介護サービスの提供体制を整備します。

基本目標 8 介護給付等に要する費用の適正化

介護サービスを必要とするかたを適切に認定するとともに、真に必要とする過不足のないサービスが適切に提供されているかの点検を行うなどし、介護保険制度の信頼感と持続可能性を高めます。

3 施策の体系

基本理念のもとに設定した8つの基本目標ごとの重点施策や取組について、体系として表します。



8つの基本目標ごとの具体的な施策・取組一覧は、次ページに記載しています。

▼ 施策・事業一覧

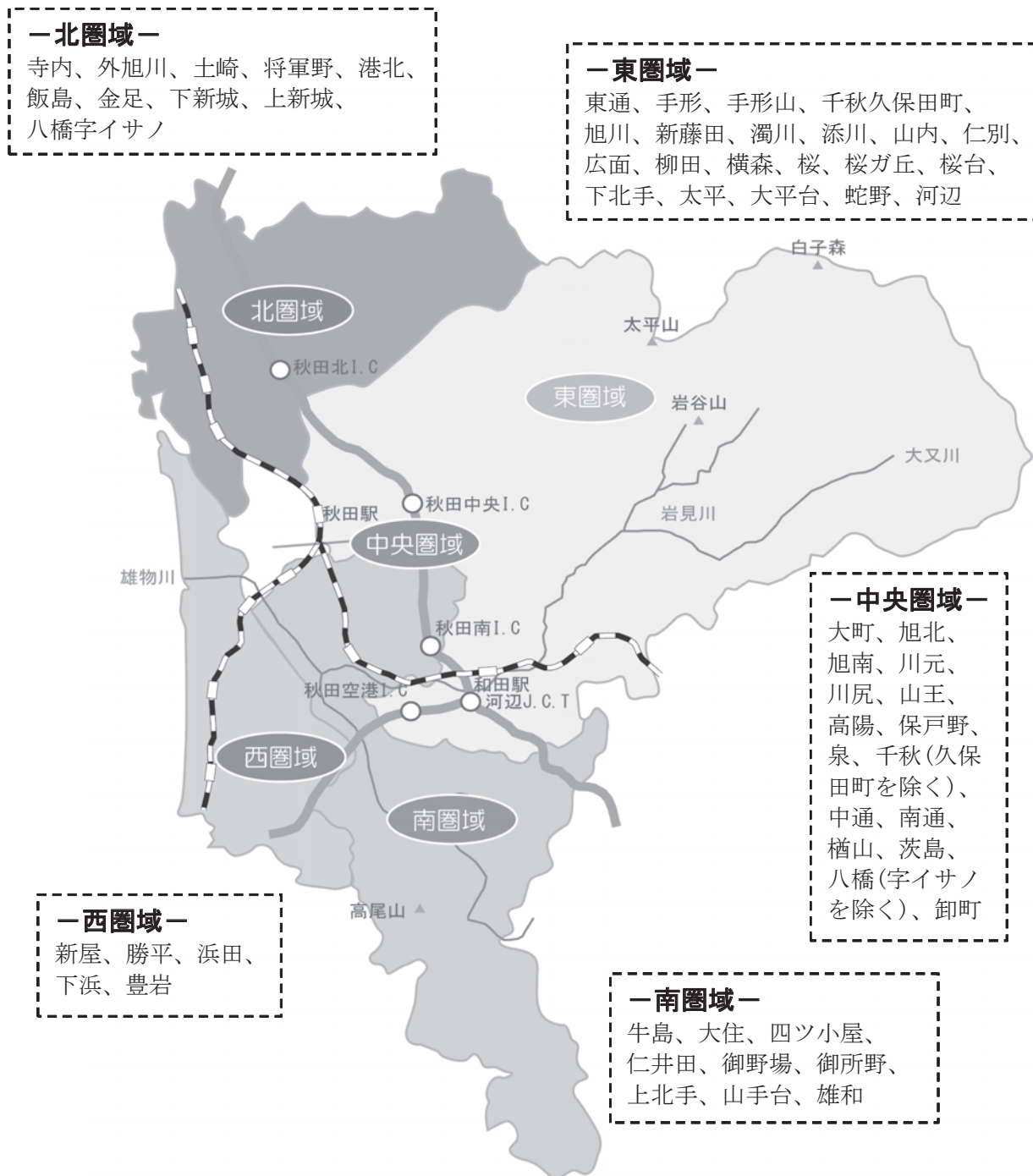
基本目標	重点施策	施策名・事業名
1 エイジフレンドリーシティの実現	(1) エイジフレンドリーシティの普及・啓発	① エイジフレンドリーシティ普及啓発事業
	(2) エイジフレンドリーシティの推進	① エイジフレンドリーシティ推進事業
		② エイジフレンドリーパートナーづくり推進事業
2 地域包括ケアシステムの構築	(1) 地域包括ケアの推進	① 地域包括支援センターの機能強化
		② 地域ケア会議の充実
	(2) 高齢者の権利擁護	① 権利擁護体制の充実
		② 成年後見制度利用支援事業
3 在宅医療・介護連携の推進	(1) 切れ目のない在宅医療と介護の提供	① 在宅医療と在宅介護の提供体制の整備
		②【新規】(仮称)在宅医療・介護連携センターの設置
		③ 在宅医療・介護関係者の研修
4 認知症施策の推進	(1) 認知症予防の取組	① 在宅医療と介護に関する普及・啓発
		② 福祉従事者救急車適正利用推進事業
		③ 福祉従事者救急車適正利用推進事業
5 生活支援・介護予防サービスの充実	(1) 生活支援サービスの提供	① 認知症予防事業
		② 認知症サポーター養成事業
		③ 認知症施策推進事業
5 生活支援・介護予防サービスの充実	(1) 生活支援サービスの提供	④ 認知症高齢者などの見守り
		① 「食」の自立支援事業
		② 緊急通報システム事業
		③ 高齢者雪寄せ・雪下ろし支援事業
		④ 生活支援ハウス運営事業
		⑤ サービス付き高齢者向け住宅の登録
		⑥ 民生委員活動推進事業
		⑦ 高齢者実態調査
		⑧ 高齢者の予防接種事業
	⑨ 高齢者に対する火災予防普及事業	
	(2) 介護予防の推進	① 介護予防把握事業
		② 介護予防給付相当サービスの実施
③【新規】基準を緩和したサービスの実施		
		④【新規】住民の支え合いによるサービスの実施
		⑤ 高齢者生活支援体制整備事業
		⑥ 訪問型介護予防事業

基本目標	重点施策	施策名・事業名	
		⑦ 通所型介護予防事業	
		⑧ 通所型介護予防フォローアップ事業	
		⑨ はつらつくらぶ事業	
		⑩【新規】介護予防活動支援事業	
		⑪ 介護予防健康相談教育事業	
		⑫ 歩くべあきた高齢者健康づくり事業	
		⑬ 高齢者予防救急の促進	
	(3) 介護する家族への支援	① 家族介護用品支給事業	
		② 家族介護慰労金支給事業	
		③ 介護家族健康教育事業	
	6 生きがいきづくりと社会参加の促進	(1) 生きがいきづくりと健康づくりの支援	① 高齢者のつどいの場の提供
			② 老人クラブ補助事業
			③ 健康づくり・生きがいきづくり支援事業
④ 高年齢者就業機会確保事業			
⑤ いきいき長寿はり・きゅう・マッサージ費助成事業			
⑥ 国民健康保険はり・きゅう・マッサージ保健事業			
⑦ いきいき長寿祝い事業			
(2) 社会参加の促進		① 高齢者コインバス事業	
		② 介護支援ボランティア事業	
		③ 傾聴ボランティア養成事業	
(3) 高齢者福祉の啓発		① 老人保健福祉月間	
		② 敬老会補助事業	
		③ 高齢者向けサービスの情報提供	
7 介護保険サービスの質と量の確保		(1) 介護サービスの質の向上	① 介護サービス事業所への指導監督
		(2) 介護サービス基盤の整備	① 介護老人福祉施設の整備
			② 介護老人保健施設の整備
			③ 特定施設入居者生活介護事業所の整備
			④ 地域密着型サービス事業所の整備
	⑤ 短期入所生活介護事業所の指定		
	⑥ その他の高齢者福祉施設の整備		
	(3) 介護人材の確保	①【新規】介護ロボット導入促進事業	
	8 介護給付等に要する費用の適正化	(1) 介護給付の適正化	① 介護報酬請求の適正化
② 住宅改修に関する適正化			
③ 社会福祉法人による利用者負担軽減制度事業			
(2) 要介護認定の適正化		① 迅速で適正な認定調査の実施	
		② 要介護認定の迅速化	

4 日常生活圏域

市町村は、介護保険事業計画を策定するにあたり、地理的条件、人口、交通事情、歴史的経緯、住民の生活形態、地域づくり活動単位などを総合的に勘案し、介護、福祉サービスの提供基盤などの整備単位となる「日常生活圏域」を設定することとなっています。

本市においては、中学校区を基礎単位とし、介護保険施設などの設置状況、地域の広さ、鉄道などを考慮し、5つの圏域を設定しています。



▼ 各日常生活圏域の要支援・要介護認定者数（単位：人）

圏域	中央	東	西	南	北	合計
要支援 1	822	526	296	423	684	2,751
要支援 2	627	470	264	394	572	2,327
小計	1,449	996	560	817	1,256	5,078
要介護 1	1,062	955	489	665	1,102	4,273
要介護 2	697	687	364	478	780	3,006
要介護 3	603	571	295	457	755	2,681
要介護 4	411	467	233	340	551	2,002
要介護 5	308	329	179	239	445	1,500
小計	3,081	3,009	1,560	2,179	3,633	13,462
合計	4,530	4,005	2,120	2,996	4,889	18,540

※ 平成29年9月末現在

※ 住所地特例者を除く